



4 都市づくりの方針

将来の都市構造を実現するため、以下の6つの方針を定めます。

- 土地利用の方針
- 都市交通の方針
- 自然環境の保全と公園・緑地・湧水等の方針
- 住環境の方針
- 景観形成の方針
- 防災都市づくりの方針

4-1 土地利用の方針

(1) 基本方針

1. 本市の「顔」となる市街地の形成

本市の中心拠点である島原城周辺において、商業施設や公共公益施設を集約し、まちなかへ居住しやすいコンパクトシティを目指します。また、歴史や湧水を活かした風情ある街なみ景観の整備を図り、本市の「顔」となる市街地を形成します。

2. 計画的な土地利用の促進

現況の土地利用は、都市的土地利用と自然的土地利用の混在が見られる地域があります。両者の区分を図る上で、地域の特性に応じた市街地の適切な土地利用に向けた用途地域の見直しや地区計画の活用等により、市街地や農地、自然環境が調和した計画的な土地利用を誘導します。

3. 地域の特性に応じた産業振興

本市の主な産業は、観光と農業であり、観光については島原城、武家屋敷等の地域資源を活かし、農業については農産物のブランド化による知名度向上等、全国、更には海外を視野に入れた、新たな施策を講じる必要があります。したがって、これら貴重な地域資源の維持に必要な周辺部の土地の保全を図り、より効率的かつ効果的な土地利用を目指します。

4. 自然と共存した都市環境の整備

平成新山、眉山、舞岳、九十九島等の自然景観や湧水・温泉等は、本市の貴重な地域資源であり、この恵まれた資源を保全・活用し、自然と共存した都市環境の整備を目指します。



(2) 整備方針

土地利用の基本方針に基づき、①6つの土地利用区分、②1つのゾーン、③指定区域等の見直しについて示します。

なお、都市計画区域外についても、適正な土地利用を誘導するための施策を検討します。

①土地利用区分

住宅地

- 用途地域内で、住居系用途地域と現況の土地利用が住居系であるものを「住宅地」とします。
- 用途地域内に居住を誘導し、生活道路の整備を進め、住環境の向上を図ります。
- 密集市街地については、空き家対策を行うことにより、住環境の向上を図ります。
- ひょうたん池公園周辺は、地域高規格道路「島原道路」や都市計画道路の整備により利便性の向上が予測されるため、計画的な土地利用を誘導し、秩序ある市街地の形成を図ります。

商業・業務地

- 人口減少社会における持続型の都市構造を目指し、商業・業務地の集約・コンパクト化を図ります。
- 商店街については、既存の施設や空き店舗を有効活用し、まちなかへの居住推進、歴史を感じる街なみ整備等により、中心市街地の活性化を図ります。
- 海の玄関口である島原外港一帯は、業務や観光における海上交通の拠点として、商業・業務地としての土地利用の質的向上を図ります。

工業地

- 島原新港三会工業団地周辺の工業地域への企業誘致については、県や関係機関と連携した誘致体制の強化、情報の収集に努めながら、地域特性に合った業種にターゲットを絞り、効率的な誘致活動を図ります。また、市内企業の規模拡大等の支援、人材の育成にも積極的に取り組みます。

農地・農業集落地

- 優良農地の保全や農地の基盤整備を推進します。また農村集落の住環境の維持・向上に努めます。



自然緑地・砂防指定地

- 水源の涵養機能のある緑豊かな森林を保全し、平成新山ネイチャーセンター周辺を自然と触れ合える自然学習の場として整備に努めます。
- 砂防指定地内の水辺環境については、水無川導流堤に「われん川」が整備されており、引き続き、整備・利活用を推進します。

公園・緑地

- 公園や緑地を適切に配置し、自然と調和した市民の憩いの場としての土地利用を図ります。

②ゾーン

海洋型交流ゾーン

- 猛島、長浜、九十九島、秩父が浦の良好な海岸景観を保全し、親水型の海岸整備を検討します。

③指定区域等の見直し

区域等の見直し

- 現在の土地利用状況を踏まえ、都市計画区域や用途地域、風致地区の見直しを検討します。





4-2 都市交通の方針

(1) 基本方針

1. 広域交通ネットワークの早期形成

交流人口の増加、物流や企業立地の面からも、広域交通ネットワークの形成が必要であり、環境に配慮しながら、地域高規格道路「島原道路」の整備、有明海沿岸を結ぶ半島航路の充実、三県架橋構想の推進等、陸路や海路を含めた広域交通ネットワークのアクセス強化を促進します。

2. 有明地域と市街地との連絡強化

有明地域と市街地を連絡する幹線道路として、国道251号や広域農道（雲仙グリーンロード）、主要地方道愛野島原線がありますが、両地域の更なる連絡強化のための道路網について検討します。

3. 幹線・生活道路の改善

主要幹線道路である国道は、都市部への重要なアクセス道路であるとともに、生活道路としても利用され、特に小・中・高校生の通学路としても利用されることから、児童・生徒の安全を守るため、歩道等の交通安全施設の整備を推進します。

県道については、計画的に改良整備されていますが、幅員狭小の区間があるため、幹線道路としての機能を果たすように、未改良区間の整備を推進します。

都市計画道路を含む市道については、危険箇所の把握に努め、計画的な改良や歩道等の交通安全施設の整備を図ります。

4. 公共交通機関の充実

広域公共交通については長崎空港や主要駅とのスムーズな連絡を、市内の公共交通については高齢者の増加に伴う、その地域にふさわしい地域公共交通のあり方や公共公益施設へのアクセス整備を検討します。

また、「既存公共交通の利用促進」、「バス交通空白地帯の解消」、「公共交通機関利用の協働の促進」を推進します。



(2) 整備方針

都市交通の基本方針に基づき、①道路体系、②公共交通について示します。

①道路体系

地域高規格道路「島原道路」

- 地域高規格道路「島原道路」は、島原市出平町と南島原市深江町の区間が供用開始されています。今後、長崎・諫早方面との広域的な観光ルートの形成や産業の活性化、交流人口の増加、救急医療体制の連携強化に資する道路として、残りの区間の早期完成を目指します。

幹線道路

- 幹線道路である国道や県道については、道路混雑の解消や歩道の整備を図ります。
- 都市計画道路の整備率は83.5%と整備が進んでいますが、未整備の路線については、事業効果や緊急性を勘案しながら整備を図ります。
- 有明地域と市街地の道路網について検討し、相互の連絡を強化します。

生活道路

- 幅員が狭小な生活道路については、歩行者の安全や緊急車両の通行を確保するため、拡幅等の道路改良を行います。
- 本市の市道は、1,429路線、総延長は約563 k mです。そのうち舗装率が93.7%、改良率が52.6%です。今後は、狭小箇所の改良や維持管理を重点的にを行います。

②公共交通

鉄道

- 本市にとって、「島原鉄道」は重要な交通機関であり、特に車を運転しない高齢者や学生には、必要不可欠な移動手段となっています。また観光浮揚や地域振興のためにも大きな役割を担うものです。鉄道施設整備等への支援と利便性の向上を図るとともに、地域資源・ビジネスと連携し、利用促進と観光振興による「島原鉄道」の存続と地域の活性化を図ります。
- 島原駅は、本市の交流拠点として地域のランドマーク的な機能を有しています。各施設にスムーズにアクセスできるよう、公共交通機関の結節点としての強化と併せ、観光等の情報発信に努めます。
- 島原外港駅は、フェリーや高速船の連絡口であり、利用者の安全を確保するため、外港ターミナルまで歩きやすい道路整備に努めます。



バス

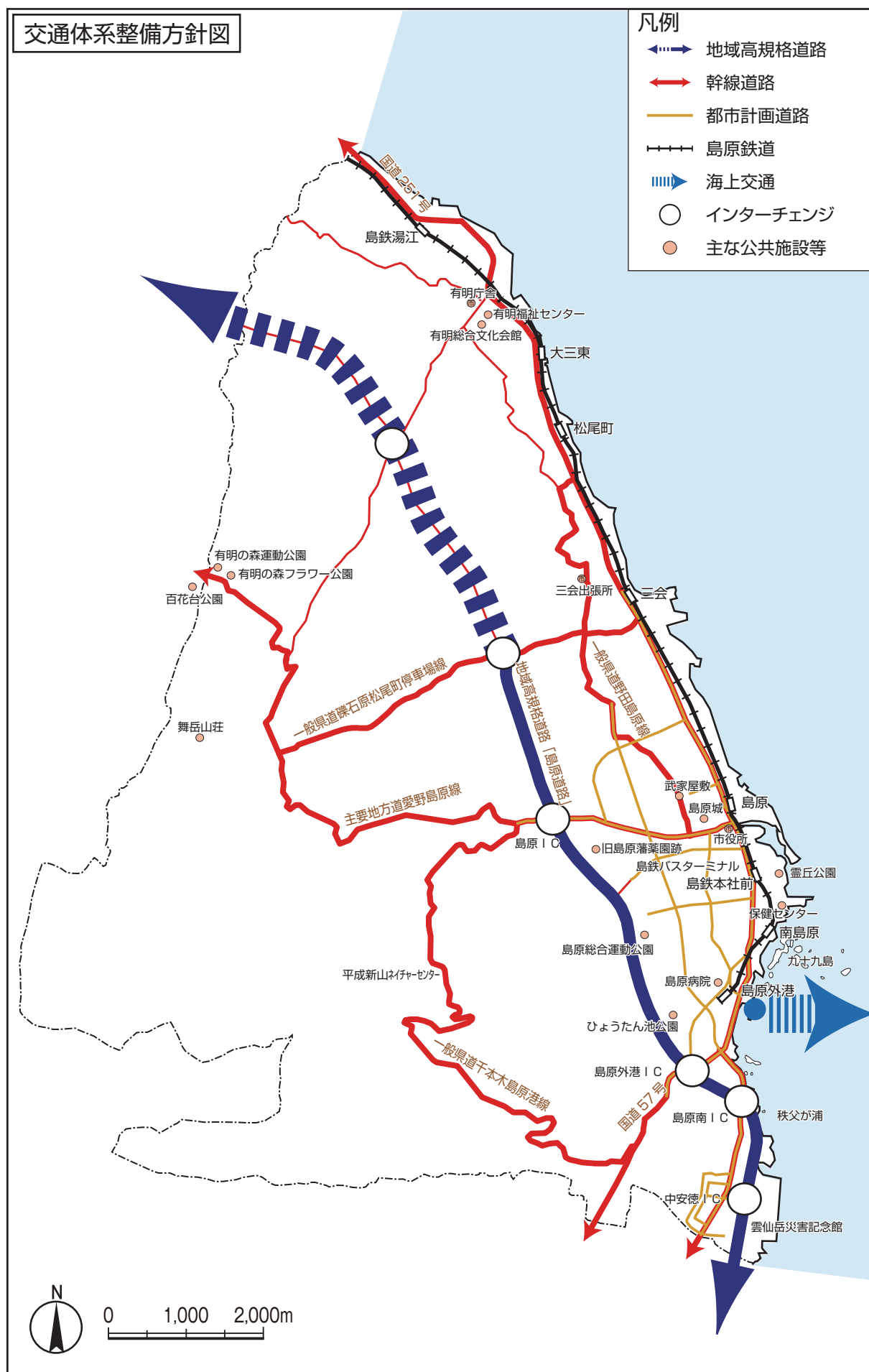
- 平成20年4月1日に島原鉄道の島原外港～加津佐間が廃止されたことから、廃止地域の買い物、通勤、通学等の足の確保や有明地域から市街地へのアクセスの確保維持が必要です。また高齢者の通院や学生の通学の時間帯における路線バスの便数やルートを実情に合わせるなど、サービス向上の誘導に努めます。
- 乗合タクシー等の社会実験を行い、公共交通機関の空白地域の解消や公共公益施設へのアクセス整備を図るとともに、ノンステップバスのように高齢者等に対応したバリアフリー化を推進します。

海上交通

- 島原外港は、熊本、大牟田の2方面にフェリーと高速船が運航されており、九州の東西を結ぶ海上交通の要衝となっています。熊本や福岡方面の海の玄関口である島原外港周辺の機能強化を図ります。

駐車場

- 日常生活において、自動車利用者の利便性向上と道路交通の円滑化を図る上で、駐車場は必要不可欠です。そのため島原城、武家屋敷、鯉の泳ぐまち等の観光スポットや中心市街地において、来訪者に対する駐車場の確保に努めます。





4-3 自然環境の保全と公園・緑地・湧水等の方針

(1) 基本方針

1. 自然・緑の触れ合い拠点の創出

恵まれた自然環境を活かし、緑と触れ合える憩いの場を創出するとともに、島原半島ジオパークの火山資源を自然学習の場として活用します。

また、市内全域において、花いっぱい運動を推進します。

2. 湧水の保全と活用

豊かで潤いのある市民生活に必要な水を確保し、かけがえのない貴重な資源としての地下水の保全を図ります。

「水の都 島原」としての風情を醸し出す武家屋敷地区の水路、鯉の泳ぐまち、白土湖、湧水庭園「四明荘」等の島原湧水群や周辺環境の保全・活用を図ります。

3. 魅力ある緑の創出・保全

親水公園、コミュニティ公園の整備や街路の緑化を推進します。

公園美化運動の支援等、地域住民による公園の維持・管理の手法を含め、地域に根付いた公園づくりに努めます。

4. 自然環境に配慮した水と緑の都市環境の形成

島原半島ジオパークには、雲仙・普賢岳や火山に息づく森林、河川、有明海の潮流等、多様な火山・水資源があり、森林バイオマス、小水力、潮流、湧水、地熱、風力等、未利用資源に関する可能性が多く残されていることから、これらを有効に活用し、島原半島3市（島原市、雲仙市、南島原市）が連携して、再生可能エネルギーの調査・研究を進め、低炭素・循環型のまちづくりを目指します。

また島原半島ジオパークの構成要素である火山資源、水資源（湧水・河川・海岸等）、公園・緑地を結ぶネットワークを形成し、都市環境の向上を図ります。



(2) 整備方針

自然環境の保全と公園・緑地・湧水等の基本方針に基づき、①拠点、②軸、③ゾーンについて示します。

①拠点

緑の拠点

- 島原城跡公園や霊丘公園、百花台公園、日本三大薬園の一つである国指定史跡旧島原藩薬園跡を「緑の拠点」として位置づけ、周辺地域を一体的に整備します。
- 市民の憩いの場であるコミュニティ公園は、防災や景観面にも配慮しながら、計画的な整備に努めます。
- 公園・緑地を緑の拠点として、適正な維持管理に努めます。

自然交流拠点・農業交流拠点

- 島原半島ジオパークの主要施設である雲仙岳災害記念館や平成新山ネイチャーセンターについては、火山資源と触れ合う自然交流拠点として活用します。
- 舞岳山荘周辺を農業交流拠点として、民泊・農業体験のグリーンツーリズム等を促進し、交流人口の増加を図ります。

②軸

海の交流軸

- 松くい虫の防除を継続して行うことにより、九十九島等の美しい景観を保全し、「長浜のすくい」に見られるような親水型の海岸を創出します。

③ゾーン

湧水保全・活用ゾーン

- ゾーン全域を歴史湧水公園と捉え、武家屋敷・鯉の泳ぐまち・白土湖周辺地域の景観保全や街なみ景観の整備を促進します。また、「歴史と湧水」をキーワードに、文化財と湧水を活用した施設整備や回遊性の向上を図る歩行者用案内板の設置により交流人口の増加を図ります。

自然環境保全・育成ゾーン

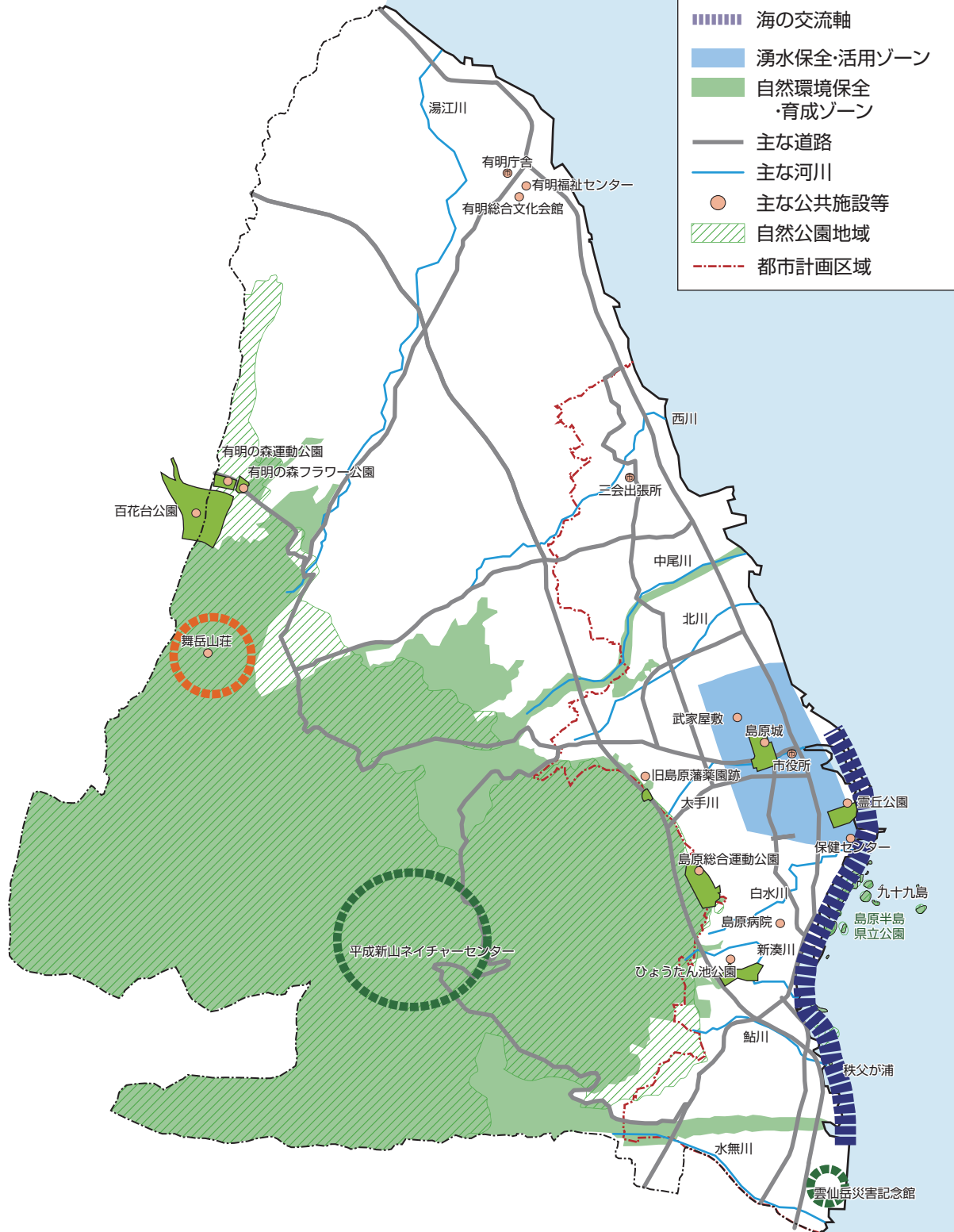
- 雲仙・普賢岳噴火災害からの森林復旧が課題です。
- 森林には、治山・治水・防災や水源涵養等の機能があり、その保全・育成を図ります。



公園・緑地・湧水等の整備方針図

凡例

- 緑の拠点
- 自然交流拠点
- 農業交流拠点
- 海の交流軸
- 湧水保全・活用ゾーン
- 自然環境保全・育成ゾーン
- 主な道路
- 主な河川
- 主な公共施設等
- 自然公園地域
- 都市計画区域



0 1,000 2,000m



4-4 住環境の方針

(1) 基本方針

1. 保健・医療・福祉・子育て環境が充実した人にやさしい都市の形成

住環境の向上を目指し、保健・医療・福祉・子育て施設やサービスが充実した、人にやさしい都市を形成します。また、高齢者や障害者が安全で快適に暮らせるよう、歩道や公共公益施設のバリアフリー化を推進します。

2. 超高齢社会に対応した利便性のあるコンパクトシティの形成

本市の社会、経済、自然、歴史等を考慮した上で、商業施設や学校、病院といった公共公益施設等の都市機能を中心市街地に誘導することによって、超高齢社会に対応した医療、介護サービスが受けやすく、学校や病院、商店街、市役所等に歩いていけるコンパクトシティを目指します。

3. 安全で快適な住環境の整備

密集市街地の改善や公共下水道の計画を行い、安全で快適な住環境を形成します。また、密集市街地については、災害時の避難場所として活用できる防災機能の高い公園・緑地を配置します。

(2) 整備方針

住環境の整備方針は、以下に示すとおりです。

住環境

- 商業施設や公共公益施設を中心市街地に誘導し、都市機能を集約した「コンパクトシティ」を目指します。
- 超高齢社会に備えて、用途地域内へ居住を誘導し、公共公益施設・歩道・駅等のバリアフリー化や公共交通の整備を推進し、「誰もが安全で快適に暮らせるまちづくり」を目指します。
- 空き家の実態を把握し、空き家バンク等を活用したUターン、Iターン者による地域の活性化や古民家再生、廃屋対策を図る空き家等対策計画を策定し、空き家の有効活用を図ります。
- 長崎県の住宅マスタープランや島原市耐震改修促進計画に沿って、住宅の耐震改修や公営住宅の長寿命化等を促進し、安全で快適な住環境を形成します。



上下水道

1. 上水道

- 上水道及び簡易水道の普及率（行政区域内人口に対する給水人口の割合）は、98.5%とほぼ整備されていますが、施設の老朽化が進んでいます。また地域によっては、給水人口の減少も予想されます。これらを踏まえ、効率的な施設整備を進め、安全な水を供給できる水道システムの再構築を図ります。

2. 下水道

- 汚水処理人口普及率（行政人口に対する下水道、浄化槽、コミュニティプラント等の汚水処理施設を利用可能な人口の割合）は、40.2%です。県内の平均は77.2%であり今後更なる普及率の向上に努めます。本市では、浄化槽を中心とした雑排水の処理を進めていますが、公共下水道の整備を検討し、汚水処理人口普及率の向上に努めます。
- し尿処理については、既存施設の老朽化により、污泥再生処理センターの整備を進めています。

4-5 景観形成の方針

(1) 基本方針

1. 豊かな自然と風土文化が調和した都市景観の形成

豊かな自然と島原城や武家屋敷等の歴史資産が調和した、自然と歴史を感じる都市景観の形成を目指します。

2. 都市部と農村部が調和した田園景観の形成

都市部と農村部を結ぶ幹線道路の緑化を推進し、都市部から農村部への緑の連続性を確保します。また、自然景観と田園景観の保全を図ります。

3. 歴史と湧水の街なみ景観の整備

島原城、武家屋敷、鯉の泳ぐまち周辺においては、歴史を感じ、湧水あふれる街なみ景観を形成するため、市民と協働して建築物の修景整備や道路の美装化を行います。

4. 景観計画の整備

平成21年に、武家屋敷地区を景観計画区域に定めていますが、今後、島原の景観、風景を守り育てるために市内全域を景観計画区域とし、「城下町の景観」、「湊町の景観」、「農村や田園の景観」等、良好な景観を有する地区を景観形成促進地区に指定していきます。

(2) 整備方針

景観形成の基本方針に基づき、①景観拠点、②拠点をつなぐネットワーク、③ゾーンについて示します。

①拠点

景観拠点

- 島原城、武家屋敷、鯉の泳ぐまちを「歴史と湧水」の景観拠点とします。
- 平成新山を「火山資源」の景観拠点とします。
- 九十九島や秩父が浦周辺を海岸景観の拠点とします。

②ネットワーク

沿道景観

- 幹線道路を中心に、市内全域に緑を増やし、心落ち着く景観を形成します。
- 植栽や花いっぱい運動を推進しながら、魅力ある沿道景観を形成します。



③ゾーン

歴史と湧水の街なみ整備ゾーン

- 島原城、武家屋敷、鯉の泳ぐまち周辺においては、歴史を感じ、湧水あふれる街なみ景観を形成するため、無電柱化の検討や景観計画を策定し、建築物の色・外壁・看板デザイン等の規制誘導を図ります。
- 有形登録文化財の制度を活用し、歴史を感じる街なみ景観の整備を図ります。

景観に配慮した市街地ゾーン

- 市民への景観に対する啓発を行い、緑があふれる住宅景観を促進します。
- 建築物や屋外広告物のデザインについては、地区の景観を阻害しないように指導を行い、良好な景観形成に努めます。

田園景観の保全ゾーン

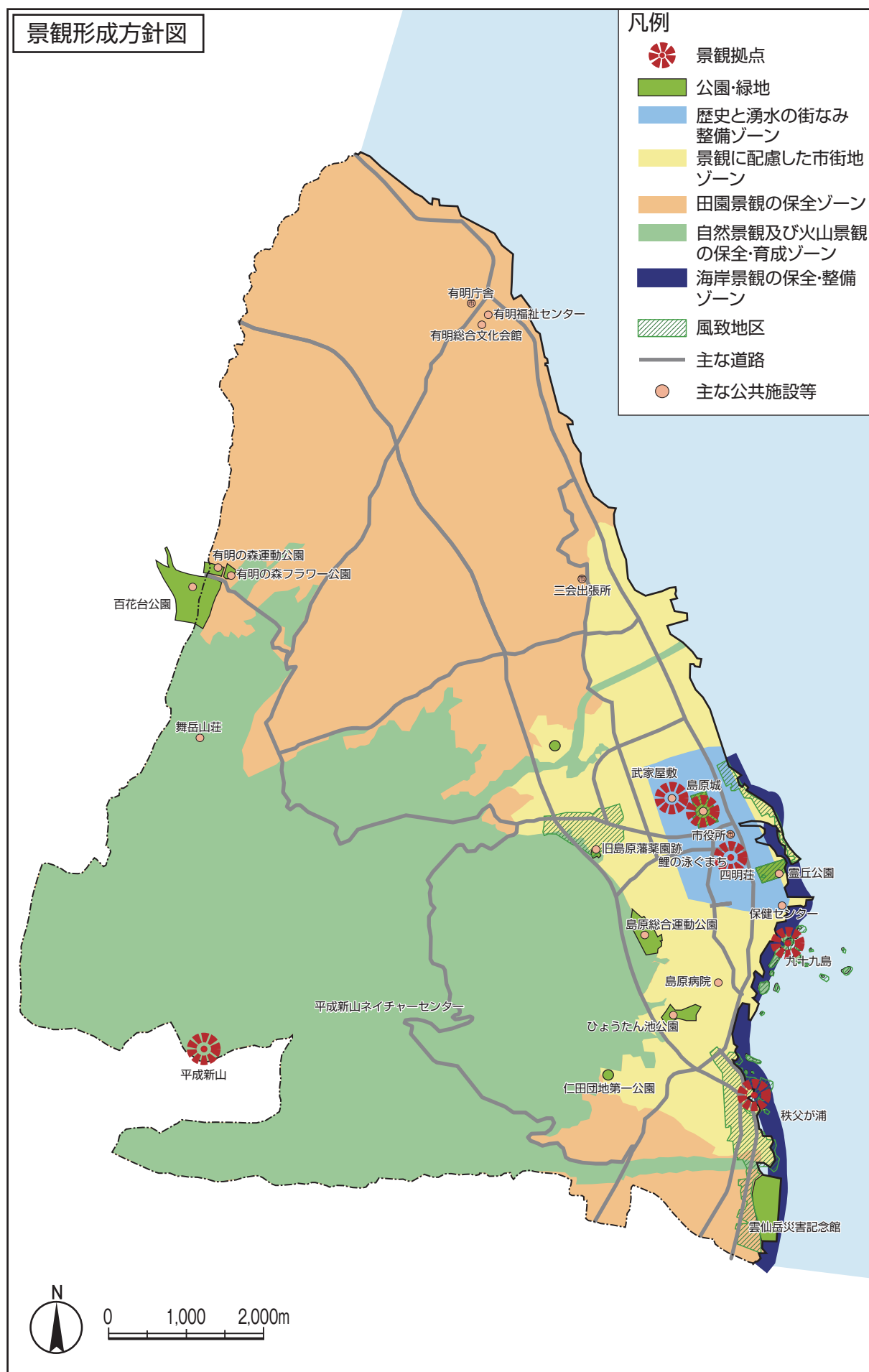
- 有明地域、三会地域、杉谷地域、安中地域の農地については、無秩序な開発を抑制し、都市部と農村部の景観の調和を図ります。
- 日本の原風景を思わせる農村・田園景観の保全に努めます。

自然景観及び火山景観の保全・育成ゾーン

- 景観拠点である平成新山を望む、主要な眺望箇所の景観保全を図ります。
- 砂防指定地においては、流路の阻害とならない場所に、花木の植栽を推進します。
- ジオパークとしての火山景観を保全し、植林等により良好な森林景観を形成します。

海岸景観の保全・整備ゾーン

- 海岸部の猛島、長浜、九十九島、秩父ヶ浦の風致地区を保全し、自然環境に配慮した親水護岸等による市民が集う海岸景観を創出します。





4-6 防災都市づくりの方針

(1) 基本方針

1. 災害に強い都市づくり

雲仙・普賢岳噴火災害や東日本大震災による被害を教訓に火山災害や地震・津波災害、洪水・高潮・土石流等の災害に対する安全性の向上を図るため、河川・海岸の整備、治山事業、砂防施設等の整備により、土砂災害防止機能を強化します。また、多様な自然環境との共生に努めます。

2. 安全な都市環境の創出

狭あい道路の改良や歩行者の安全対策、建築物の耐震化・防火性能の向上を推進し、火災の延焼防止効果の高い道路、公園・緑地を確保します。また、長崎県地域防災計画で想定している「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」による津波浸水に対する避難場所や避難経路を整備し、災害や火災等に強い安全に暮らせる都市を目指します。

度重なる高潮により、船津地区では、床上・床下浸水被害を被っており、その対策を進めます。また、市民の防災意識を高め、地域の防災力を強化する取り組みを行います。

(2) 整備方針

防災都市づくりの整備方針は、以下に示すとおりです。

河川・海岸・砂防等の防災対策

1. 河川整備

○白水川や湯江川を中心に河川改修を進め、安全な市街地の形成を推進します。

2. 海岸整備

○良好な海岸景観を活用して、親水護岸等の整備に努めます。津波による被害を軽減する海岸保全施設の整備や地域住民の避難対策を推進します。

3. 砂防整備

- 関係機関と緊密に連携しながら、雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊対策を推進します。
- 「水無川砂防計画」等に基づいて、砂防堰堤嵩上げの整備を推進します。
- 溶岩ドーム崩壊に対する避難計画や避難所の指定及び要配慮者への支援策等、地域防災計画の見直しを行い、当該計画に基づき、避難訓練を実施します。

4. 高潮対策

○白水川河口付近の高潮対策として、海岸護岸の嵩上げや締切堤防、排水ポンプの設置を行うとともに、船溜まりの埋め立てを行います。

5. 眉山対策

○豪雨時の土砂流出等を防止するため、関係機関と緊密に連携しながら眉山の治山事業を推進し、水源の涵養や良好な自然景観を創出する森林形成に努めます。



災害に強い市街地の整備

- 木造家屋が密集した地域では、建築物の耐震化・防火性能の向上を推進するとともに、狭あい道路の拡幅改良や廃屋等の除去を推進することにより、火災延焼防止効果の向上を図ります。
- 道路・公園は、火災の延焼を防止する機能があることから、防災面にも配慮した整備を行います。